

青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札工事発注予定表

本工事は、青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札実施要綱にもとづき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格およびその他の条件を総合的に評価した結果、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする特別簡易型総合評価公募型指名競争入札による工事です。

工 事 件 名	青 9 4 8 ・ 9 4 9 号線路面改良工事	
工 事 業 種	一般土木工事	
工 事 番 号	都土－ 4 8	
施 工 場 所	青梅市河辺町 8 丁目地内	
工 事 期 間	契約締結の日から 7 6 日間	
工 事 概 要	施工延長 L = 1 4 3 . 8 m 幅員 W = 5 . 3 m (4 . 7 m ~ 5 . 3 m) < 補助対象工事 > アスファルト舗装工 1 8 型 A = 7 6 1 m ² 区画線設置工 一式 < 市費単独工事 > 仮区画線設置工 一式	
予 定 価 格	¥ 1 6 , 3 1 8 , 5 0 0 円 (税込)	
最 低 制 限 価 格	設定なし	
実施スケジュール (予 定)	案件公表開始日	9 月 1 5 日 (月)
	参加申出期間 ※午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (ただし、土曜日、日曜日および休日ならびに正午から午後 1 時までの間を除く。)	9 月 1 5 日 (月) から 9 月 1 8 日 (木) まで
	指名予定日	9 月 2 6 日 (金)
	技術資料提出期間 ※午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (ただし、土曜日、日曜日および休日ならびに正午から午後 1 時までの間を除く。) <u>※この日程より前に技術資料を提出することはできませんので御注意ください。</u>	9 月 2 6 日 (金) から 1 0 月 3 日 (金) まで
	技術資料および工事内容についての質問期間 ※電子調達サービスにおける質問機能により質問すること ※期限となる日の午後 3 時まで受付	9 月 2 6 日 (金) から 9 月 3 0 日 (火) まで
	質問回答期限 ※期限となる日の午後 4 時までに回答予定	1 0 月 2 日 (木) までに回答
	開札予定日	1 0 月 7 日 (火)
総 合 評 価 に 関 する 事 項	落札者の決定方法、総合評価の方法については、別掲の青梅市特別簡易型総合評価方式落札者決定基準において定める。	

参 加 資 格	次の各号に掲げる要件を全て備えていること。 1 青梅市内に本店、支店または営業所を有し、かつ当該本店、支店または営業所が青梅市競争入札参加資格者名簿に登録されている者 2 青梅市土木工事格付がA、B、C、Dのいずれかであること。 3 入札参加資格区分の一般土木工事の工事業種に登録を行っていること。 4 監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置できること。 なお、請負金額4,500万円以上（建築一式工事の場合、請負金額が9,000万円以上）となる場合は、専任の監理技術者等を配置できることとする。 ただし、工事現場の数が2以下で建設業法第二十六第3項のただし書の規定に該当する場合はこの限りではない。 また、監理技術者等は、申出日の3か月以上前から雇用関係にある者に限る。 5 公表日において、青梅市競争入札等有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けていないこと。 6 公表日において、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けていないこと。
参 加 申 出 に つ い て	参加申出期間である9月15日（月）から9月18日（木）までに下記の参加申出に関する書類を青梅市総務部総務契約課契約係にファクシミリ（FAX：0428-21-6645）にて送信するか、直接持参または郵送すること。 なお、ファクシミリにて送信の場合は、必ず送信後、青梅市総務部総務契約課契約係（TEL：0428-22-1111（内線2485））に電話をすること。 また、郵送の場合は青梅市総務部総務契約課契約係に簡易書留により9月17日（水）必着とする。 1 参加申出に関する書類 (1) 特別簡易型総合評価公募型指名競争入札参加申出書（青梅市ホームページに掲載されているものをダウンロードすること。） (2) 本店、支店または営業所の営業所技術者が確認できる書類（建設業法施行規則様式第8号による営業所技術者等証明書（新規・変更）、または建設業法施行規則様式第1号別紙4による営業所技術者等一覧表の写し） (3) 参加申出において申告する技術者に関する書類 - ア 配置予定技術者が<u>監理技術者の場合</u> (イ) 監理技術者資格者証（表・裏）の写し (イ) 監理技術者講習修了証の写し ※監理技術者資格者証の裏面にて監理技術者講習修了の確認がとれない場合のみ (ウ) 健康保険資格確認書または住民税特別徴収税額通知書の写し等 ※上記(イ)の書類で3か月以上の雇用関係が確認できない場合のみ - イ 配置予定技術者が<u>主任技術者の場合</u> (イ) 健康保険資格確認書または住民税特別徴収税額通知書の写し等 3か月以上の雇用関係が確認できる書類として提出必須 2 その他 上記1の(2)～(3)の書類については、特別簡易型総合評価公募型指名競争入札または公募型指名競争入札において、年度毎に1度提出されれば、同じ技術者による年度内の2度目の申請からは提出不要とする。 ただし、記載内容に変更があった場合は、申請時に提出すること。
技 術 資 料 に つ い て	技術資料の提出期間は9月26日（金）から10月3日（金）までとする。※この日程より前に技術資料を提出することはできないので注意すること。 1 技術資料（提出資料）の内容 別掲の青梅市特別簡易型総合評価方式落札者決定基準において定める。 2 技術資料の提出方法および提出先

	<u>特別簡易型総合評価公募型指名競争入札提出資料申告書（青梅市ホームページに掲載されているものをダウンロードすること。）に必要事項を記入の上、技術資料（提出資料）を添えて、青梅市総務部総務契約課契約係にファクシミリ（FAX：0428-21-6645）にて送信するか、直接持参または郵送すること。</u> なお、ファクシミリにて送信の場合は、必ず送信後、青梅市総務部総務契約課契約係（TEL：0428-22-1111（内線 2485））に電話をすること。また、郵送の場合は青梅市総務部総務契約課契約係に簡易書留により 10月2日（木）必着とする。 3 技術資料に虚偽記載等があった場合の措置 入札参加者が提出した技術資料に虚偽の記載等があった場合、青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準別表第5項にもとづき、指名停止措置を講ずることがある。 4 その他 (1) 辞退の入札を除き、技術資料の提出期間内に技術資料を提出しなかった者が金額を記載して入札を行った場合、その者の入札は無効とする。 (2) 提出された技術資料は、入札参加の資格審査、技術評価点を算出するための評価に関すること以外には使用しない。ただし、当該入札参加者から承諾を得た場合は、この限りでない。 (3) 提出された技術資料は、提出期限以後の差替えおよび訂正を認めない。 (4) 提出された技術資料の返却および公表は行わない。
入札および開札方法	電子調達サービスにより行う予定
評価結果の公表	1 総合評価の結果については、落札者が決定した後、入札参加者の入札価格、価格評価点および技術評価点を公表する。 2 落札者となれなかった者は、総合評価の結果を公表した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、次の各号によりその理由について説明を求めることができる。 (1) 提出方法 書面（様式は自由）により、提出先への直接持参のこと（郵送およびファクシミリでの送信等は認めない。）。 (2) 提出先 青梅市総務部総務契約課契約係 3 前項により理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に書面により回答する。
留意事項	1 当該案件について、参加申出後に監理技術者等を変更する必要があるが生じた場合は、別途申し出ることとし、工事着手届（現場代理人・主任技術者等届）提出時点まで変更を認めるものとする。 ただし、変更する技術者については当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者に限る。 2 公表日から開札日までの間に、青梅市競争入札等有資格者指名停止基準にもとづく指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。 3 公表日から開札日までの間に、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱にもとづく停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。 4 同一公表日における案件で1人の技術者が参加申出できる工事は1件とする。 5 入札参加資格審査の受付終了後、入札参加資格者が1者以下となった場合は、指名競争入札に切り替えることがある。
問合せ先	青梅市総務部総務契約課契約係 電話番号：0428-22-1111（内線 2485） ファクシミリ番号：0428-21-6645